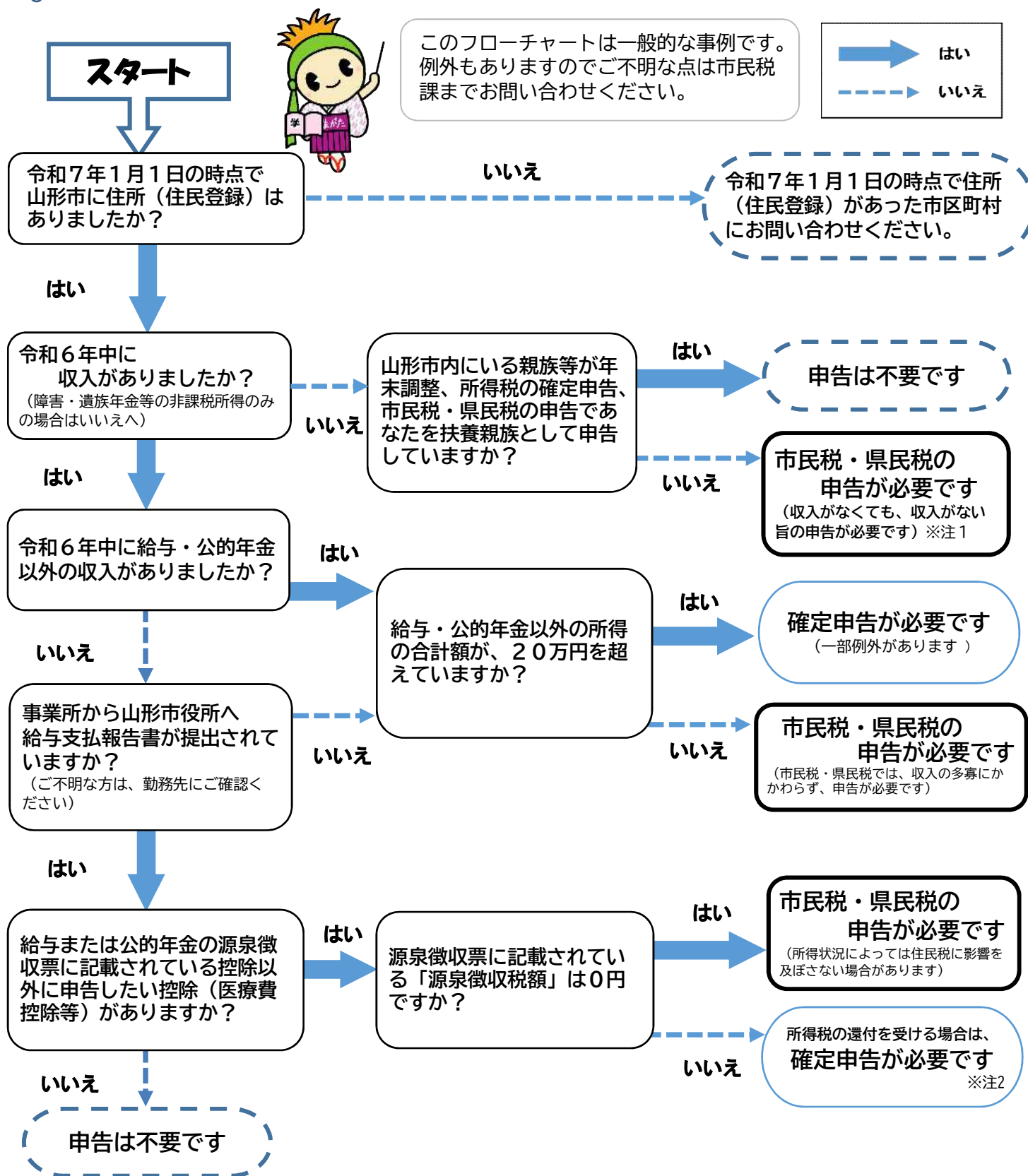


あなたは、市民税・県民税の申告が必要でしょうか？



※注1 課税（所得）証明書の基礎資料や国民健康保険税等の算定資料になりますので、所得がなかったとしても申告が必要となります。過去に遺族・障害年金のみ受給している旨の申告をしている場合は申告不要です。

※注2 所得税の還付は希望せず、市民税・県民税で追加したい控除がある場合は、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。確定申告について詳しくは税務署へお問い合わせください。